

介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）、大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める規則（平成 30 年 3 月 29 日規則第 32 号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）、介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）、大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 38 号）、大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める規則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 39 号）、大和市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める規則（平成 27 年 3 月 31 日規則第 29 号）、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）及び大和市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の人員、設備、運営等に関する基準を定める要綱（平成 29 年 3 月 30 日告示第 73 号）で定める基準による、事故が発生した場合の介護保険事業者から大和市への報告は、この要領の定めるところによるものとする。

1 事故報告の対象となる事業者及び介護保険サービス

以下の事業者（以下「各事業者」という。）が行う介護保険適用サービス及び介護保険適用サービスと一体的に提供されるその他のサービスとする。

- ① 指定介護保険事業者
- ② 基準該当サービス事業者
- ③ 第一号事業指定事業者

（訪問型従前相当サービス、訪問型サービス・活動 A、通所型従前相当サービス）

2 報告の範囲

各事業者は、次の①～⑧の場合、報告を行うこととする。

① サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生

注 1) 「サービスの提供による」とは送迎・通院等の間の事故も含む。また、在宅の通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれるものとする。

注 2) ケガの程度については、医療機関で受診を要したものを原則とする。

注 3) 事業者側の過失の有無は問わない（利用者の自己過失による事故であっても、注 2 に該当する場合は報告すること）。

注4) 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは、報告すること。

注5) 利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経て死亡した場合は、事業者は速やかに、連絡もしくは報告書を再提出すること。

② 異食・誤えんの発生

③ 食中毒及び感染症、結核の発生

注) 食中毒・感染症・結核について、サービス提供に関連して発生したと認められる場合は、報告すること。

④ 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

報告の範囲は、利用者の処遇に影響があるもの（例：利用者からの預り金の横領、個人情報情報の紛失など）については報告すること。

⑤ 誤薬、落薬、与薬もれ

注) 違う薬を与えた、時間や量の誤り、与薬もれなどが発生した場合は報告すること。

⑥ 医療的ケア関連（カテーテル抜去等）

⑦ 無断外出・離設

注) 事業所が把握していない無断外出・離設により利用者の安全が確保できなかった場合は、報告すること。

⑧ その他

注) 管理者等が報告の必要性を認めた場合または、苦情や訴訟などのトラブルになりかねない場合は、報告すること。

3 報告先

各事業者は、2で定める事故が発生した場合、5の手順により、次の両者に報告することとする。

① 被保険者の属する保険者（市町村）

② 事業所・施設が所在する保険者（市町村）

4 報告の書式

原則として、別紙「介護保険事業者 事故報告書（事業者→大和市）」（以下「事故報告書」という。）により報告する。

5 報告の手順

- ① 以下の内容に関する事故発生後、各事業者は、速やかに e-kanagawa 電子申請システム（以下「電子申請システム」という。）を用いて報告する（第一報）。

- サービスの提供による、利用者の死亡事故（2の①の死亡事故）
- 食中毒及び感染症、結核等の集団感染（2の③）
- 警察の介入があったもの
- 苦情や訴訟などのトラブルになりかねないもの（2の⑧）
- 管理者等が至急報告が必要と判断したもの（2の⑧）

注）「速やかに」の期限については、社会通念に照らして、必要最大限の努力をして可能な範囲とする。

例：午後に事故が起こり、処置等のために数時間を要し、終業時間が過ぎた場合には、翌朝早くに報告を行う。

- ② 2の①～⑧について、事故処理の区切りがついたところで、電子申請システムを用いて報告をする。（終了報告）
- ③ 第一報又は、終了報告後においても、必要に応じて、事故処理の経過を電子申請システムを用いて報告する。
- ④ 各事業者は、保険者、利用者（家族を含む。以下同じ）及び事業者が事故の事実関係を共通に把握することができるよう、利用者に対し、「事故報告書」の控えを積極的に開示し、求めに応じて交付する。

やむを得ない理由により電子申請システムを利用できない各事業者においては、第一報は電話又はFAX、第一報以外はFAX、郵送又は持参で報告する。

注1）電話の場合は、

- 連絡者の名前を名乗るとともに、市町村の受付者の名前を確認すること。

注2）FAXの場合は、

- 市町村へ到着したかどうかの確認を行うこと。
- 書式については、原則として「事故報告書」を使用し、その時点で判明している部分を記載する。
- 誤送信の可能性もあるため、対象者情報など個人情報に該当する部分は、黒く塗りつぶすなどしてから送信すること。この場合はFAXが到着したか否かを電話で確認する際に、個人情報部分を口頭で補うこと。

6 報告に対する大和市の対応

- ① 必要に応じて、事業者への調査及び指導を行うとともに利用者に対して事実確認等を行うものとする。

- ② 介護保険指定事業者（指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定地域密着型介護予防サービス、指定介護予防支援、基準該当サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業を除く。）から報告のあった事故については、神奈川県が定める「介護保険適用サービスにおける事故報告に係る情報提供取扱要領」に基づき、指定権者である県の対応が必要と判断されるものについて、県に情報提供する。
- ③ 利用者の保険者又は、指導権限が大和市外の場合は、必要に応じて、関連する自治体に情報提供する。
- ④ 必要に応じて、利用者の関連する居宅介護支援事業所又は、地域包括支援センターに対して、事実確認等を行う。

附則

この要領は、令和元年6月5日から施行する。

この要領は、令和5年7月3日から施行する。

この要領は、令和7年4月15日から施行する。